

静岡市文化振興審議会市民委員募集要領

静岡市では、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「静岡市文化振興審議会」を設置しています。審議会では、第2期静岡市文化振興計画の目標の達成度や静岡市第5次総合計画の策定に伴う計画の見直しを含む、静岡市の文化振興に関する重要な事項について調査審議を行います。この審議において、市民の皆さんの御意見を広く取り入れるため、次のとおり委員の一部を募集します。

【静岡市文化振興審議会について】

活動内容	審議会では、「静岡市文化振興計画」の目標の達成度及び効果の検証に関することや、静岡市第5次総合計画の策定に伴う計画の見直し等、文化の振興に関する重要な事項について、市の施策の総合的な推進を図るためご意見をお伺いします。 会議は、1年間に3回程度(平日)を予定しています。
委員構成	学識経験者、文化団体の代表者、公募により選ばれた市民など10人以内で構成します。
任期	令和8年6月末から令和10年5月まで(2年間)
委員謝金	出席1回につき、11,500円(税込)

【応募要領】

応募資格	次の(1)から(3)の全ての条件にあてはまる人。なお、本市では、審議会等の委員を5以上(市民委員の場合は2以上)兼ねることはできません。 (1) 年齢が18歳以上(令和8年4月1日現在)で、下記のいずれかにあてはまる人 ① 市内に居住または通勤・通学する人 ② 市内において事業を行い、又は活動を行う個人 (2) 平日に昼間の会議に出席できる人 (3) 本市の職員(職員に準ずる者も含む。)又は市議会議員でない人
募集人数	2名程度
応募方法	(1)提出書類 ① 静岡市文化振興審議会委員公募申込書(別添様式) ② 小論文 ・テーマ「社会全体で支える文化活動に向けて」 文化は心を豊かにし幸せの実感に繋がるものです。人口減少社会の中

	<p>で、市民がいつでも文化を通じた感動体験に出会うことができ、感性を育む文化活動を継続できる環境を整えるには、社会全体で取り組む必要があります。</p> <p>メセナや CSR 活動など民間企業等による投資を得るには、どのような取り組みが必要か記載してください。</p> <p>・字 数:800 字程度 (別添様式、又は市販の 400 字原稿用紙、A4) ※提出された書類は返却いたしません。ご了承ください。</p> <p>(2) 提出先 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 観光文化・市民局 文化政策課 文化振興係(静岡庁舎 新館 16 階) ※郵送可、ただし提出期限には必着のこと</p> <p>(3) 提出期間 令和8年5月22日(金)から令和8年6月12日(金)</p> <p>(4) その他 応募用紙等は、【静岡市ホームページのトップページ】→【観光・文化・スポーツ】→【芸術・文化】→【芸術・文化振興】にも掲載しています。 そのほか、各区総合案内、各生涯学習施設、各文化施設でも配布しています。</p>
<p>選考方法</p>	<p>第1次選考(書類選考)及び第2次選考(面接選考)で決定します。</p> <p>(1) 第1次選考(書類選考)</p> <p>① 選考方法 申込書、小論文について審査し選考します。 ② 結果通知 結果については応募者全員に郵送及び電話・メールで面接日前日までに通知します。</p> <p>(2) 第2次選考(面接選考)</p> <p>面接日は6月19日。第1次選考の合格者に時間や場所を連絡します。</p> <p>① 選考方法 第1次選考の合格者について、面接により選考します。 ② 結果通知 結果については6月中に、面接した全員に通知します</p>
<p>問合せ先</p>	<p>静岡市役所 観光文化・市民局 文化政策課 文化振興係(静岡庁舎 新館 16 階) 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 TEL:054-221-1040 FAX:054-221-1109 E-mail:bunka@city.shizuoka.lg.jp</p>